各申請書の説明等

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書名称 | 中小企業信用保険法第２条第５項第５号の規定による認定申請書（ハ） |
| 内容 | 認定には以下のすべてのことに該当するのが条件です。  ・経済産業大臣の指定を受けた業種を営んでいる。  ・円高の影響により、原則として最近１か月間の売上高等が前年同月と比  較して、１０％以上減少しており、かつ、その後２か月間を含む３か月間の  売上高等が前年同期と比較して、１０％以上減少することが見込まれるこ  と。  ※最近２か月の売上高等の実績値とその翌月を含む３か月間の見込み値  で認定申請することも可能。  ※１つの指定業種に属する事業のみを行っている。または、兼業者であっ  て、行っている事業が全て指定業種に属する場合には、①の申請書を  用いる。  ※兼業者であって、主たる事業が属する業種（主たる業種）が指定業種に  該当する場合は、②の申請書を用いる。  ※兼業者であって、１以上の指定業種（主たる業種かどうかを問わない）に  属する事業を行っている場合は、③の申請書を用いる。 |
| 提出先 | 農政産業課（１階） |
| 注意事項 | 認定申請書は２部提出してください。添付する書類がありますので注意してください。  ●添付書類  ・５号認定（ハ）に係る売上高の記入用紙  ・試算表・元帳など、上記記入用紙に記入した数値の根拠となるもの  ・過去２か年の確定申告書または過去２か年の決算書の写し  ・履歴事項全部証明書等、指定された業種を営んでいることが確認できる  書類（写しも可）  ・理由書（売上高等の減少が円高によるものであることを具体的に記述し  たもの） |
| 手数料 | なし |
| その他 | 認定申請書は２部提出してください。認定には１週間程度かかります。 |
| 問合せ | 農政産業課  電話番号：０４９－２９９－１７６０　　ＦＡＸ：０４９－２９７－８４３７  e-mail：nousei@town.kawajima.saitama.jp |